幼保連携型認定こども関「直島幼児学園」の入園について

(1) 入園の受付

区分	受付期間	受付場所	
翌年度4月からの入園 ・新規に入園希望の方 ・現在入園している方	毎年10月上旬頃	・直島幼児学園 (開園時間内のみ)・直島町教育委員会	
年度途中から入園希望の方	事前にお問合せください。	(8:15~17:00 ※平日のみ)	

(2) 入園申込に必要な書類(継続児童も必要)

- 〇入園申込書兼支給認定申請書
- ○保育を必要とする事由が確認できる書類
 - ・就労証明書(世帯全員のもの)など
- 〇保育料・給食料算定に必要な書類(1月1日時点で直島町に住民登録がなかった方のみ)
 - 前年度課税証明書(4月~8月分の保育料・給食料算定に必要)
 - ・ 当年度課税証明書 (9月~3月分の保育料・給食料算定に必要)
 - ※ 必要書類については、事前にご確認ください。

(3) 入園申込における注意点

入園申込ができるのは、直島町に居住し、住民登録をしている世帯の子どもです。 定員に余裕がない時などには、入園をお待ちいただく場合もありますので、あらかじめご 承知おきください。

(4)支給認定について

直島幼児学園の利用を希望する方は、「支給認定」を受ける必要があります。

認定区分は「1号認定」、「2号認定」、「3号認定」の3区分で、保育を必要とする事由に該当する場合は、子どもの年齢に応じて「2号認定」または「3号認定」を受けることになります。

「2号認定」または「3号認定」を受ける場合には、直島幼児学園の設定する利用時間において「保育標準時間」(18:00までの利用)または「保育短時間」(16:30までの利用)のいずれかの認定を受けていただきます。

これらの認定区分・利用時間の設定は、子どもの保護者について、保育を必要とする事由 に該当するかを確認し、認定の可否を決定します。

年齢	保育の必要性	支給認定区分		
満3歳以上	なし	1号	教育標準時間	
	あり	2号	保育標準時間	
			保育短時間	
満3歳未満	あり	3号	保育標準時間	
			保育短時間	

児奈な心亜レオス東山	利用できる時間		7.☆=₹\=>¥6	
保育を必要とする事由	保育標準時間	保育短時間	確認書類	
就労 ※1月あたり48時間以上の就労	実態に応じて認定		・就労証明書・内職等の場合は仕事内容が 確認できる書類	
妊娠、出産 ※出産予定日の6週間前の日から 出産後8週間を経過する日まで		0	• 母子健康手帳	
疾病、障がい	実態に応じて認定		• 診断書等	
介護、看護	実態に応じて認定		• 診断書等	
災害復旧	0		• 被災証明書等	
求職活動 ※90 日を経過する日まで		0	・求職活動が確認できる書類	
就学 ※保護者の卒業・終了予定日が 属する月末まで	実態に応じて認定		• 在学証明書等	
虐待、DV	0		・公的機関が発行する事実を 証明できる書類	
育児休業取得時に既に保育を 利用している場合 ※継続利用が必要と認める期間		0	・育児休業が確認できる書類	

- ※「保育標準時間」の認定要件を満たす場合でも、「保育短時間」を希望する場合は「保育短時間」 の認定を受けることが可能です。
- ※保護者それぞれの要件を確認しますが、どちらかが「保育短時間」の要件に該当する場合は、「保育短時間」での認定となります。
- ※「保育標準時間」と「保育短時間」の認定は、確認書類に基づいて行いますので、必ずしも希望する利用時間の認定がなされるとは限りません。

(5) 利用者負担額(保育料)について

令和元年10月1日から「幼児教育・保育の無償化」が実施され、3歳児クラスから5歳児クラスに在籍する子ども(1号認定子ども・2号認定子ども)の保育料は0円となります。

また、O歳児クラスから2歳児クラスに在籍する子ども(3号認定子ども)のうち市町村 民税非課税世帯の子どもの保育料も無償化の対象となります。

3号認定子どもの保育料は保護者の所得(市町村民税課税額)によって決まります。

4月分から8月分の保育料は前年度の市町村民税額、9月分から3月分の保育料は当年度の市町村民税額をもとに決定します。

なお、保育料算定の税額には、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄附金 控除等の税額控除は適用されません。

※ 多子世帯やひとり親世帯等については、保育料の負担軽減があります。

(6) 給食料(主食費・副食費) について

「幼児教育・保育の無償化」により、給食料のうち副食(おかず、おやつ等)部分の費用について、取り扱いの変更が行われました。

世帯の課税状況(課税額の算定方法は保育料と同じ)や子どもの数によって副食費の負担軽減があります。

区分	1 号認定子ども	2号認定子ども	3号認定子ども
給食料月額	5,000円 ≪内訳≫ 主食費 1,100円 副食費 3,900円	6,500円 ≪内訳≫ 主食費 1,400円 副食費 5,100円	O円 主食費・副食費
	以下の場合は、 町民税所得割課税額	 副食費のみ免除 町民税所得割課税額	ともに保育料に含まれています。
負担 . 軽減	77,101 円未満の世帯 第3子以降	57,700 円未満の世帯 第3子以降	
	第3子以降 ※小学校3年までの お子さんのうち、 上から3人目以降	#35F以降 ※小学校入学までの お子さんのうち、 上から3人目以降	